

告 示

埼玉県告示第八百六十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年埼玉県告示第千十四号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和七年十一月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県幸手市大字上吉羽字堤外千八百七十番十五の一部、千八百七十番十六の一部、千八百七十番二十二の一部、二千六十八番の一部、二千六十九番の一部及び二千七十番の一部）

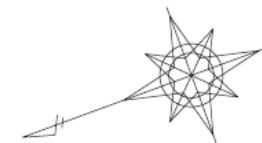
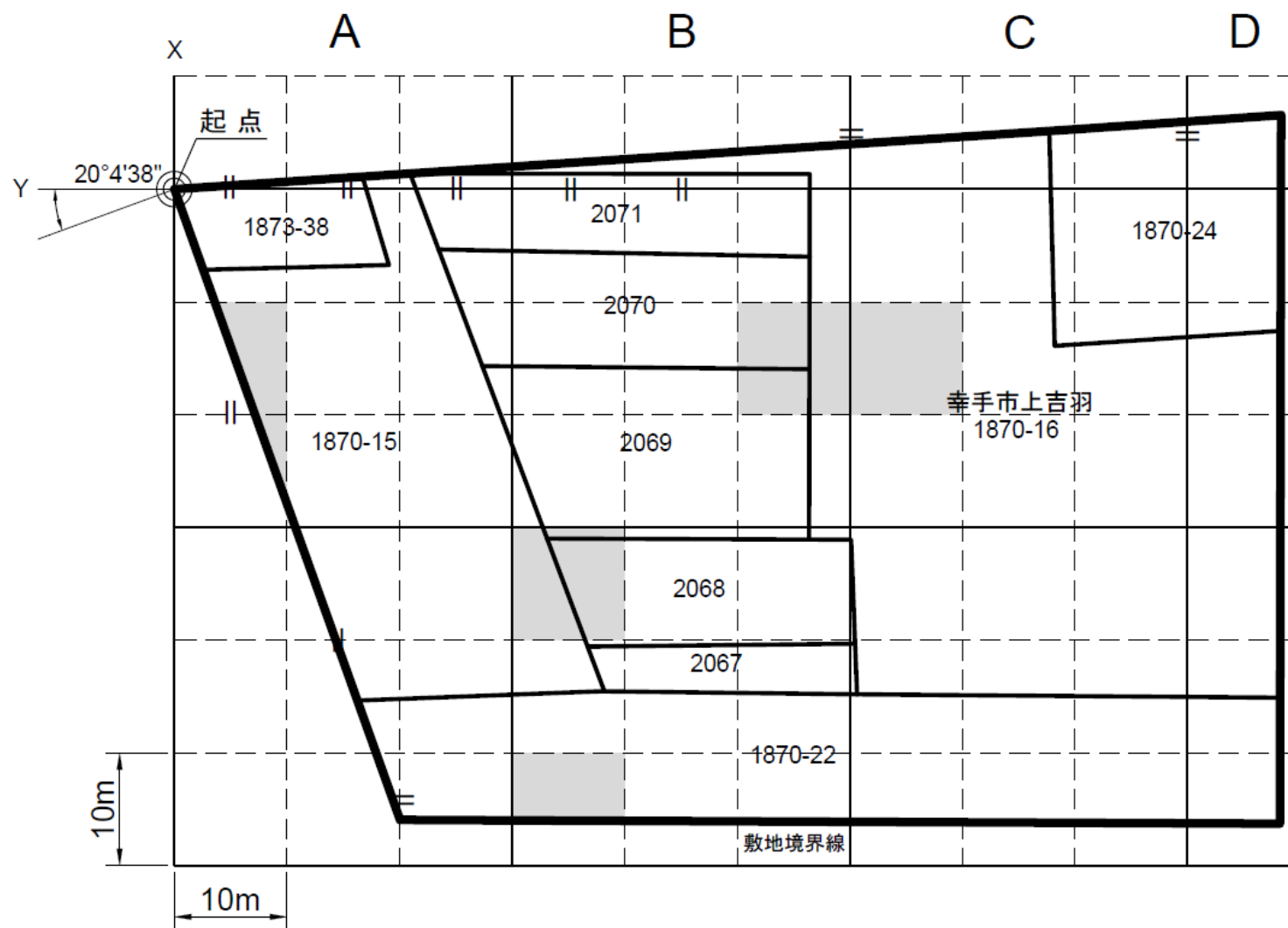
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

テトラクロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去及び原位置浄化

別 図



1

起点
起点は、幸手市大字上吉羽字
堤外1873-38の最北端とする。

2

格子の回転角 20度4分38秒
起点を通り東西方向及び南北方
向に引いた線並びにこれらと平
行して10m間隔で引いた線によ
り構成される格子を、起点を支
点に右方向に回転させた角度を
示す。

：形質変更時要届出区域
を解除する区画

：敷地境界

：地番境界

3